

第百七十七号議案

東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例の一部を改正する条例
東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例（平成二十五年東京都条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第四条第十号及び第五条第八号中「第三十四条第一項及び第二項」を「第三十七条第一項及び第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百六十六号）の施行による建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。